

令和2年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 令和3年3月24日(水) 午後2時～午後2時40分
- 場 所 府中市役所西庁舎3階 第2・3・4委員会室
- 出席委員 高野会長、松村副会長、松本副会長、高津委員、伊藤委員、長畑委員、北島委員、中田委員、新島委員、石川委員、栗田委員、河内委員、真鍋委員、中田委員、渡邊委員、石坂委員、堀井委員、菅原委員、伊藤委員、波田委員、菅委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 古川委員、佐藤委員、神谷委員、古閑委員、下田委員(代理者が出席)
- 事務局 沼尻子ども家庭部長、古塩児童青少年課長、福嶋児童青少年課長補佐、山下部青少年係長、佐藤健全育成担当主査、吉村事務職員
- 傍聴者 なし

資料

1 配布資料

- (1) 令和2年度第2回府中市青少年問題協議会 次第
- (2) 席次表
- (3) 令和2年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料
- (4) 事前質問について
- (5) 情報交換について
- (6) 「けやきち通信第10号」

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - 令和3年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
- 4 青少年対策地区委員会の活動状況について
- 5 情報交換(書面配布)
 - (1) 府中市内小学校の現在の状況について
 - (2) 中学校の現状について
 - (3) 高校の現状について
 - (4) 府中市内の少年非行等の現状について
 - (5) 令和2年度多摩児童相談所相談概況等
- 6 その他

議 事 概 要

1 開会

・出席状況の説明
等が行われた。

2 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われたのち、事務局より、
・新しい委員の説明
・資料の確認
等が行われた。

3 議題

令和3年度府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より説明】

令和3年度府中市青少年健全育成基本方針（案）の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、それらを反映する形で修正させていただきました。お忙しい中、修正にご協力いただきありがとうございます。

続いて、資料の説明ですが1～15ページが、令和3年度青少年健全育成基本方針（案）となっております。16～30ページが、令和2年度、3年度の本文の比較となっております。それでは、16ページ以降の本文比較資料をご覧いただきながら、順次ご説明させていただきます。

まず、16ページ以降の赤字は令和2年度の基本方針に追記したもので二重線は削除されたことを表しております。また、赤字のもので、文言の修正、整理等をしている部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、予めご承知おきください。

それでは、17ページをご覧ください。「はじめに」として、新型コロナウイルス感染症が及ぼした青少年に対する影響や共働き家庭の増加、インターネット・ゲーム依存などの青少年を取り巻く社会環境の変化を追加しております。そのうえで、これらに対応する府中市の方針として、18ページに記載してあります重点目標を掲げております。この重点目標は、令和2年度の5項目

- 1 「心のかような温かな家庭づくりの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

に加えまして、6項目目として「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進」を追加しました。

19ページをご覧ください。ここからは、重点目標ごとの説明と目標を達成するための「主な施策」を記載しています。

まず、重点目標の1「心のかよう温かな家庭づくりの推進」です。これにつきましては、家庭が青少年にとって最も重要な人間形成の場であることを前提として、昨今の保護者の就労形態の多様化に対応するための学童クラブ開館時間の延長について追加しております。このような中、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」「家庭の教育力の向上」を重視し、対話や会話によって家族の絆を深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めることとしており、この目標を実現するために4つの施策を掲げています。

こちらの主な修正点といたしましては、20ページの(3)「家庭教育支援の充実」です。昨年、新型コロナウイルス感染症の影響から、学校が休校を余儀なくされ、自宅で過ごす時間も増えました。今後、こういった、臨時休業時にも学びを止めないための取組が求められます。そこで、府中市では、「eライブラリアドバンス」というオンラインデジタル教材を導入し、自宅にいながらも学びを提供できるサービスを提供始めましたので、「家庭教育支援の充実」に今回追記しました。

次に、重点目標の2「地域活動への参画と地域社会との交流の促進について」です。こちらにつきましては、インターネット・ゲーム依存や共働き家庭が増加する中であっても、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしており、この目標を実現するため21ページに5つの施策を掲げています。この項目につきましては、本文の文言の整理、追記のみとなります。

22ページをご覧ください。重点目標の3「豊かな創造性と情操の育成について」です。こちらにつきましては、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしており、8つの施策を掲げています。こちらの主な修正点といたしましては、まず、(2)芸術・図書にふれる機会の提供です。市では、子どもの読書環境を整え、子どもが心豊かに読書を楽しめるようにするため、中学生・高校生向けのヤングアダルトコーナーの設置やヤングアダルト世代が進路選択の参考となるような様々な本を揃えることで読書活動を推進するため追加しました。

24ページをご覧ください。つづいて、(8)公園利用方法の周知についてです。近年、子どもたちが自由に遊ぶことのできる環境が減少していると言われていています。市内の公園においても自由にボール遊び等ができる公園がありますので、青少年の自由に遊ぶことのできる環境の確保ということで、ボール遊び等ができる公園の周

知と公園の適切な利用方法について、周知を図るため追記しました。

続いて、重点目標の4「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」です。

こちらにつきましては、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実、拡充させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。

24ページをご覧ください。(3) 青少年に対する相談機関の周知です。方針の修正はありませんが、本日、皆様のお手元に配布させていただいております「けやきち通信第10号」について説明をさせていただきます。「けやきち通信10号」は、毎年、25,000部発行し、市内各小中学校や文化センター等の施設のほか、各青少年対策地区委員会、健全育成協力店の方々に配布しております。第10号の表紙では、東京都が行った携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査結果を紹介し、スマートフォン等の長時間使用に対する注意喚起を行いました。2・3面では、令和元年度の各青少年対策地区委員会の活動と各地区のスポットを取り上げさせていただきました。4面では、見守りボランティアとして、長年活躍されている男性の紹介と相談機関の周知をさせていただきました。

今後も、皆様のご意見・ご要望等を反映し、よりよい紙面を目指してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

25ページをご覧ください。(4) 若者育成支援体制の構築です。令和2年度から、ひきこもりの長期化・高齢化を受け、ひきこもり等に係る相談については、生活援護の暮らしと仕事の相談コーナーを紹介することとし、児童青少年課では、青年に係る諸問題や悩みについて、専門的な知識を有するNPO等と協働により、相談を受け付けております。令和3年度については、若者に身近な媒体を活用し、相談窓口を案内するシステムを導入する予定です。

続いて、重点目標の5「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。これにつきましては、地域社会が一体となって、青少年の各種犯罪からの被害防止、薬物乱用や非行の防止、SNSトラブルや交通事故防止について啓発を図ることで、地域の環境浄化に努めることとしており、10個の施策を実施しています。

26ページをご覧ください。こちらの主な修正点といたしましては、(1) 青少年の安全確保です。市では、子ども緊急避難の家、見守りボランティア等のボランティアの方が子どもたちを犯罪から守るため、活動をしていただいております。

しかしながら、いつどこで発生するか分からない犯罪に対して、青少年自身が危険を予測し、回避する能力を育てるため、すでに、小学校で実施しています「地域安全マップづくり」をさらに浸透させるため、マップづくりの重要性について発信していくため追記しました。

27ページをご覧ください。(2) 薬物乱用や非行の防止の啓発です。国の統計では、青少年の薬物犯罪に占める大麻所持の検挙が増加し、薬物使用の低年齢化が危惧されています。特定の薬物名を入れて、関係機関と連携し、注意喚起を促すため

追記しました。

つづいて、(4) 児童虐待防止のための啓発です。昨今、児童虐待の認知の高まりから、警察や相談機関への通報件数が増加傾向にあります。市におきましても昨年の虐待に関する相談が前年度より、多くなっております。これらの背景を踏まえまして、平成31年に府中警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報提供等に関する協定」を結びました。警察とより一層緊密な連携を図っていくため追記しました。

28・29ページをご覧ください。(7) 交通事故防止のための啓発です。近年、自転車に関与する交通事故により、自転車利用者が高額な賠償を請求されるケースが発生しております。これを踏まえまして、令和2年4月1日から、自転車損害賠償保険等への加入が義務されたことの周知と、交通事故に遭ったときに見舞金が受けられる制度の啓発を推進するため、今回追記させていただきました。

(8) スマートフォン・オンラインゲームの正しい利用方法等についての啓発です。まず、アの青少年に対する啓発については、昨今、スマートフォン・オンラインゲームにのめりこみ、日常生活や社会生活に著しく悪影響を及ぼすゲーム依存症が問題となっています。これらの状況を踏まえまして、依存症に関する正しい知識、理解の促進を図るとともに、この基本方針に携わるすべての者がこの項目を意識しながら、それぞれの立場で活動をしていくという視点から、項目名を変更し、追記させていただきました。

29・30ページをご覧ください。つづいて、イの保護者に対する啓発です。以前から、SNSの使用方法については、周知を図ってきましたが、国の統計によれば、SNSに起因した犯罪被害が増加傾向にありますので、引き続き、保護者に対してもフィルタリングの普及促進を図っていく必要があるため追記させていただきました。

30ページをご覧ください。重点目標の6新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進です。

最初の緊急事態宣言が発令されてから、間もなく1年が経とうとしておりますが、未だに新型コロナウイルス感染症は、終息の気配を見せません。

しかしながら、このウイルスに対する対応策は、「三つの密」を避けること、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」等の一人一人の基本的感染対策の徹底しかありません。国が発信する新型コロナウイルス感染症の正確な情報を共有したうえで、正しく恐れ、積極的な感染症対策を講じた上で、市も青少対や関係機関の方と連携しながら、このような活動を推進していきたいと考えております。

以上、令和2年度と比較しながら、主な改正点を中心に、令和3年度の青少年健全育成基本方針(案)をご説明いたしました。

今、ご説明いたしました以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした箇所がございますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。以上です。

【事務局から事前質問について説明】

【質問内容】

今までの府中市青少年健全育成基本方針では、「自由に遊べる場の減少」を問題の一つとしているのに、自由に遊べる場の環境確保等の検討がないように感じられますが、検討はしているのでしょうか。

【都市整備部公園緑地課からの回答】

市内の公園は、すべての利用者が安心・安全で利用できるように、いくつかの禁止行為を定めております。禁止行為の一つに、他人に迷惑を及ぼす行為をすること、がございます。ボール遊びなどは禁止行為として定めてはおりませんが、他人に迷惑を及ぼすような遊び方は控えてもらう旨の注意喚起として、看板を設置している状況で一方で、子どもたちが外で遊ぶことを楽しいと思ってもらえる環境づくりも重要であると考えております。ボール遊びができる公園について、青少年に周知していくことを検討しています。

【質問内容】

オンラインデジタル教材「eライブラリアドバンス」とはどういったものでしょうか。また、ネット環境の無い青少年に対する対策はどの様に考えているのでしょうか。

【教育委員会教育部指導室からの回答】

「eライブラリアドバンス」は、児童・生徒が一人一人の学習状況に応じて取り組むことができるクラウド型のデジタル学習教材です。教材は、クラウド上にあるので、毎年更新され、常に最新の状態になっています。

この教材は、専用ページにアクセスし、児童・生徒一人一人にあらかじめ付与したID・パスワードでログインして使用するもので、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォンなどからもアクセスできることから、学校における学習指導だけでなく、家庭学習での活用や不登校児童・生徒への学習支援、長期休業時の学習機会

の保障などにも利用できるサービスです。小学校1年から中学校3年までの5教科（中学校は実技4教科を含む。）に対応しているので、例えば、自分で、学年、教科、単元、レベルを選んで、ドリルを始め、最後に採点を受けるといった学習を行うことができるものです。ネット環境の無い青少年に対しての対策に関しては、令和2年度は東京都の補助金を活用して、希望する世帯へのモバイルルーターの貸出を行い対応しました。現在は、感染予防対策を講じながら通常の学校運営を行っていることから、令和3年度以降のモバイルルーターの貸出は予定していませんが、令和2年度中に、学校のWi-Fi環境の整備と一人一台のタブレット端末の配備が完了しますので、再度、臨時休校等、学校に登校できない状況となったときには、国や都とも連携して必要な対応を検討していくものと考えています。

【質問内容】

スケアード・ストレイト方式とはどんな方式でしょうか

【生活環境部地域安全対策課からの回答】

スケアードストレイトは、交通事故の疑似体験を通じ、交通ルールやマナーの遵守の重要性を認識させ、自転車等の安全利用を図ることを目的としています。実際に、自転車事故の恐怖と事故責任を体感させるため、主に中学生を対象に、スタントマンによる交通事故再現をするものになります。当市におきましては、地域安全対策課が平成21年から中学生を対象に年3回実施しています。また、令和元年度は、自転車競技大会で実施し市民の方にも公開しています。今年度は、新型コロナウイルスの感染予防から辞退された中学校もあり変則的ですが9小、10中で実施し、2月26日には2中で実施する予定です。令和3年度は新型コロナウイルスの感染予防を考慮しながら、実施したいと考えております。実際、体験後に生徒から正しい自転車利用と事故を防ぐ大切さを学ぶことができたなどの意見が寄せられる、効果を実感しております。

【質問内容】

令和3年度の基本方針（案）には、新型コロナ関連の事項が大変多く追記されていました。コロナ禍でDVや虐待が相談を含めて多くなっているとお聞きしています。市の現状・対応について教えてください。

【市民協働推進部地域コミュニティ課からの回答】

DVに関する相談体制といたしましては、男女共同参画センターフューチャーの女性問題相談において受け付けております。DVに関する相談件数につきましては、117件（令和2年4月～12月）で、前年同時期と比較し4件の減となっております。令和2年5月1日からは、従来の平日午前9時から午後5時までに加え、土曜日の午前9時から午後5時まで及び、水曜日・金曜日の午後6時から午後9時まで拡充を図り対応しております。寄せられる相談に対し、適切な担当窓口におつなぎしております。

【子ども家庭部子ども家庭支援課からの回答】

昨年、子ども家庭支援センターに寄せられた相談件数は、1,518件で前年と比べ、約280件増加しています。相談件数に対する児童虐待の相談割合は、横ばいですが、虐待には至らないが、複雑な家庭環境による育児不安や育児困難などの相談が増加しています。この理由が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものかについては不明ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で自宅にいる時間が多くなったことを起因として、家庭環境がより複雑化したことが、要因の一つであるとも考えられます。

当課におきましては、平成31年3月7日に府中警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報提供等に関する協定」に基づき、警察とより一層の緊密な連携を図るとともに、児童相談所等の関係機関と情報共有を図っております。また、当課、児童相談所、警察、東京都のLINE相談や他にも24時間受付をしています全国共通ダイヤル189の認知を深めるようにホームページでも掲載しております。

【質問内容】

自転車乗車ルール意識の向上と交通事故防止のための啓発について。

親（大人）のルール無視が気になります。車道通行時の逆走や信号無視、特に交差点でない所での信号の無視は事故につながる危険な行為です。（青信号で歩道を渡ろうとした歩行者に衝突し骨折させる事故があった）親に対する啓発も必要と思います、子どもは親を見習いますので親に対策も取り入れていただけたらと思います。何か対策はありますか。

【生活環境部地域安全対策課からの回答】

自転車利用に対する大人の交通ルール・マナーの向上に対する啓発は必要性を感じており、特に事故全般において高齢者が関係する事故が多いのが現状です。そのため、被害者や加害者にならないための高齢者交通安全教室の実施や自転車の正しい運転を競う自転車競技大会を実施するなど安全運転に対する啓発事業を進めてきております。

また、交通安全キャンペーンでは自転車の安全運転を見直せる自転車シミュレーターなどを活用した啓発も実施しております。

しかし、駅周辺や保育所の周辺道路においては急ぐあまり車道の無理な横断や信号無視、歩道におけるスピードの出しすぎなど、危険な運転が見受けられるのが現状です。

自転車の安全運転啓発につきましては、引き続き行ってまいります、保育所や高齢者施設などと連携しながら安全運転を呼びかけてまいります。

4 青少年対策地区委員会の活動状況について

【松本副会長から説明】

令和2年度の青少対の活動についてご説明させていただきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、例年のような活動は出来ませんでした。そんな中でも、基本的な感染症対策をとりながら、各地区の委員がパトロールや清掃活動であったりとできるときにできる人ができるだけ行ったと聞いております。来年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるとは思われますが、積極的な感染症対策を取りつつ、活動を行っていきたくと考えております。最後にな

りますが、今後とも青少対の活動に対するご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。以上で、説明を終わらせていただきます。

5 情報交換

【事務局から説明】

本来であれば、ここで、小学校・中学校・高校、府中警察署、多摩児童相談所より、情報交換ということで情報提供をいただきましたが、今年度にありますは、時間短縮のため、書面配布とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、今回、情報提供をいただいた内容につきましては、

佐藤委員より 「府中市内小学校の現在の状況について」

神谷委員より 「中学校の現状について」

古閑委員より 「高校の現状について」

下田委員より 「府中市内の少年非行等の現状について」

波田委員より 「令和2年度多摩児童相談所相談概況等」

になります。

情報提供いただきました内容について質問等がありましたら、事務局宛にお寄せいただき、事務局が確認後、回答させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきください。以上になります。

6 その他

事務局から説明の後、会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。